

○金融庁告示第三十五号

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシユアランス・カンパニーが、平成三十年五月三十一日付でマスマシユアル生命保険株式会社の保険業法(平成七年法律第五号)第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者とみなされなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシユアランス・カンパニーに対する同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十九日

金融庁長官 森 信親

○外務省告示第二百二十四号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成三十年七月一日に効力を生じ、平成三十年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。

(平成三十年一月二十九日付け世界的所有権機関事務局長回章)
平成三十年六月二十九日

外務大臣 河野 太郎

一 4.1(b)(ii)中「(c)及び(f)」を「(b)及び(d)」に改める。

二 4.1(b)中「又は(b)」を「又は(c)」に改める。

三 96.1の手数料表五中「ただし」の下に「、国際出願をするに当たり当該国際出願の実質的な所有者であつて(a)及び(b)に定める基準を満たしていないものがおらず、かつ」を加える。

○財務省告示第百六十六号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量(飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目の同法第九条の二第一項の譲許の

便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	二八トン
三	〇トン
四	四、二〇トン
五	二〇トン
六	一トトン
七	一トトン
八	二九七トン
九	四、〇六七トン
一〇	五七三トン
一一	三、三〇四トン
一二	一一、二一八トン
一三	八四七、二二二トン
一四	二一四、五五〇トン
一四の二	八二、七〇八トン
一五	八五トトン
一六	一、六四〇トン
一七	一六、八三九トン
一八	一、三七九トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

一九	二六二トン
二〇	二八トトン
二一	七、六二五トン
二二	六六トトン
二三	二〇トトン
二四	一七トトン
二五	〇トトン
二六	一八トトン
二七	三五四トトン
二八	〇トトン
二九	五六トトン

○財務省告示第百六十七号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一 生鮮等牛肉 五万五千四トトン
二 冷凍牛肉 六万六千二百二十六トトン

2 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一 生鮮等牛肉 二万六千八百八トトン
二 冷凍牛肉 三万五千五百七トトン

○財務省告示第百六十八号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一 豚肉等 十四万四千四トトン
二 生きている豚及び豚肉等 十四万四千六トトン

○財務省告示第百六十九号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下同じ。及び冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下同じ)の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一 生鮮等牛肉 二万三千五百六十八トトン
二 冷凍牛肉 三万四千六百三十一トトン

○財務省告示第百七十号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成三十年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年七月一日